

整備費の算出方法について

(就学前教育・保育施設整備交付金)

1 資金計画について

1 対象経費について（就学前教育・保育施設整備交付金）

(1) 本体工事費

施設の整備に必要な工事請負費（土地購入又は整地に要する費用、既存建物の購入（例外あり）、職員の宿舎、その他施設整備費として適当と認められない費用を除く。）です。

注 権利金的な工種（上下水道及び電話の加入金）、ロードヒーティングの設置工事、屋上園庭部分の工事、外構工事等については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

(2) 特殊附帯工事費

特殊附帯工事（太陽光発電システム等の資源有効活用整備）に必要な工事請負費

(3) 実施設計費

施設の実施設計に必要な設計請負費

(4) 設計監理費

(1)の本体工事費の 2.6%までが補助対象経費となります(工事施工のため直接必要な事務に要する費用を含み、設計監督料等をいう。)。

2 整備費の補助について

上記の対象経費を基準に補助額を算定しますが、幼保連携型認定こども園の場合は幼稚園部分・保育所部分で工事費を按分しそれぞれ補助金の計算を行うなど計算過程が複雑なことから、補助額の目安がお知りになりたい事業者の方は直接お問い合わせください。また、試算にあたっては、想定定員・工事費・施設規模等が必須となりますのでご注意ください。

3 運転・運営資金の考え方について

運転・運営資金は、原則として「認定こども園の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。」となっております。これは、施設の開設以降について、本市の施設型給付費が支弁されるまでの期間の従事職員（保育士）の人件費、光熱水費、給食材料費の支払いに充当するために必要となるものです。

施設型給付費については、4 半期ごとに概算払いされ、第 1 期目（4～6 月分）については、例年 4 月 20 日頃に支弁されます。

2 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付資金について（※2025 年度基準）

1 借入金の概要

貸付上限金額	（福祉医療機構基準事業費－補助金）×90%（融資率）
利 率	金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます（償還期間が 10 年を超える場合には完全固定金利制度か、10 年経過後金利見直し制度の選択が可能です。本市から利子補助を受ける場合には、必ず完全固定金利制度を選択してください。）。
償 還 期 間	20～30 年以内（耐火構造で貸付金額が 2,000 万円以上の場合）
据 置 期 間	元金の償還については、償還期間が 5 年超の場合、2 年～3 年以内の据置期間を設けることができます。
償 還 方 法	原則として元金均等毎月償還（利息についても毎月（年 12 回の後払い））
担 保	次に該当する物件については、原則として担保提供が必要となります。 1 融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地（原則、抵当権は第 1 順位） 2 上記 1 の敷地上に建築する（存在している）全ての建物 3 上記 1 の敷地上に設定する（設定している）地上権 ※ 貸付金をもって建築又は取得する物件と、それ以外の担保物権の合計担保評価額に 70%を乗じた額が借入申込額以上であることが必要です。 ※ 賃借による施設開設資金等に対する無担保貸付制度が平成 26 年度から新設されました。
保 証 人	次のいずれかを選択する必要があります。 1 法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。 2 保証人不要制度（※）を利用する。 ※ 貸付利率に一定の利率（2025 年度は、0.05%）を上乗せすることで、連帯保証人を不要とする制度

2 注意事項

借入申込に際しては、本市の事前審査が必要となりますが、本市が借入計画に問題がないと判断し、意見書の交付を行った場合であっても、同機構が資金計画、法人運営等について適当でないと判断し、融資を受けることができないことにより、整備を行うことができない場合には、設置者と選定された場合であっても、施設の認可を行うことができません。

福祉貸付資金の詳細については、独立行政法人福祉医療機構までお問い合わせください。

<<問い合わせ先>>

〒105-8486

東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9 階

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

TEL (03) 3438-9298 FAX (03) 3438-0659

<<ホームページアドレス>>

<https://www.wam.go.jp/hp/>